

令和7年10月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 議会議場 令和7年10月23日(木) 午前9時00分～

2. 出席者：

農業委員(14名)

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 三島委員 今井委員 東委員
山田(定)委員 榮委員 山田(兼)委員 皆吉委員 村山委員 川畑委員

推進委員(9名)

山田(隆)委員 早川委員 新里委員 久富委員 里村委員 平委員
亘委員 大江委員 前田委員

欠席者：

田浦推進委員

3. 議事日程

- (1) 議案第30号 農地法第3条の規定による許可について
- (2) 議案第31号 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- (3) 議案第32号 農地中間管理事業の売買事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- (4) 議案第33号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告について
- (2) 農地法3条の3第1項の規定(相続)による報告

5. その他

- (1) タブレット端末使用上の注意点及び管理簿整理について
- (2) 次期総会について
日 時：11月21日(金) 午前9時～
場 所：和泊町議会議場(役場2階)
議案締切り：11月12日(水)
現地確認：11月14日(金) 午後1時30分～
議案発送：11月18日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局主査 三島 いずみ
制作者 辻井 理恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたのでこれから始めたいと思います。
本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和7年10月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。
はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

先月末に行われたセンスアップセミナーの農業労働者の青年の発表に参加した皆さん
と今月の与論の研修に参加した皆さん、とても良い会でした。大変ご苦労様でした。以
上です。

○先田局長

ありがとうございます。
それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることにな
っておりますので、会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、今井委員と東委員、私の3人
でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の第30号農地法第3条の規定による許可について、
農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。
議事参与の制限に該当すると思われるので、大里委員退席して下さい。

(大里委員 退席)

説明をお願いします。

○先田局長

申請番号7番、無償の所有権移転。畑の所在地が喜美留〇〇。畑。農振農用地。面積
725㎡。他3筆。合計4筆。総面積4,182㎡。渡人が喜美留字の〇〇氏。受人が喜美留
字の〇〇氏。親子間の贈与。調査委員は松田委員です。

申請番号7番の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要
件をすべて満たしていると思われるので、審議の方よろしくお願ひいたします。

○野村会長

申請番号7番。松田委員お願いします。

○松田委員

申請番号7番は親子なのでいずれ相続による権利の移転に普通になると思いますが、
受人〇〇氏は兄弟がたくさんいますので、確実に後継者への承継をしたいという事で、
早めに贈与ということになりました。受人〇〇氏は認定農業者であり、問題ないかと思
われます。以上です。

○野村会長

何か質問ありますか。

(なしの声)

質問がないようなので申請番号7番のみ先に採決をしたいと思います。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。

(大里委員 着席)

それでは続き説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番、無償の所有権移転。畑の所在地が和泊名川〇〇。畑。農振農用地。面積760㎡。他5筆。合計6筆。総面積13,560㎡。渡人が畦布字の〇〇氏。受人が和泊字の〇〇氏。兄妹間の贈与。調査委員は三島委員と山田(隆)委員です。

申請番号2番、無償の所有権移転。畑の所在地が仁志大島〇〇。畑。農振農用地。面積3,474㎡。他2筆。合計3筆。総面積6,020㎡。渡人が兵庫県宝塚市在住の〇〇氏。受人が仁志字の〇〇氏。従兄妹間の贈与。調査委員は亘委員です。

申請番号3番、無償の所有権移転。畑の所在地が玉城永間〇〇。畑。農振農用地。面積4,907㎡。渡人が玉城字の〇〇氏。受人が玉城字の〇〇氏。夫婦間の贈与。調査委員は榮委員です。

申請番号4番、有償の所有権移転。畑の所在地が国頭外俣〇〇。畑。農振農用地。面積1,551㎡。渡人が国頭字の〇〇氏。受人が国頭字の〇〇氏。経営規模の拡大の為の個人間売買。調査委員は東委員です。

申請番号5番、有償の所有権移転。畑の所在地が玉城インカマ〇〇。畑。農振農用地。面積3,461㎡。渡人が大阪府大阪市在住の〇〇氏。受人が和字の〇〇氏。農業委員によるあっせん。調査委員は榮委員です。

申請番号6番、有償の所有権移転。畑の所在地が和泊下当〇〇。畑。農振農用地。面積3,667㎡。渡人が和泊字の〇〇氏。受人が手々知名字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は山田(隆)委員です。

申請番号8番、有償の所有権移転。畑の所在地が谷山松袋〇〇。畑。農振農用地。面積676㎡。他1筆。合計2筆。全面積1,328㎡。渡人が永嶺字の〇〇氏。受人が永嶺字の〇〇氏。農業委員によるあっせん。調査委員は野村委員と大江委員です。

申請番号9番、有償の所有権移転。畑の所在地が国頭後蘭仁〇〇。畑。農振農用地。面積654㎡。渡人が国頭字の〇〇氏。受人が国頭字の〇〇氏。農業委員によるあっせん。調査委員は今井委員と東委員です。

申請番号10番、使用貸借権の設定。畑の所在地が玉城後袋〇〇。畑。農振農用地。面積5,514㎡。渡人が玉城字の〇〇氏。受人が喜美留字の〇〇氏。新規就農の登録の為親子間の使用貸借。調査委員は榮委員です。

以上9件の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われま。審議をよろしくお願いたします。

○野村会長

それでは申請番号1番。三島委員をお願いします。

○三島委員

申請番号1番は渡人〇〇氏と受人〇〇氏は兄妹で兄から妹への贈与です。

○野村会長

申請番号2番。亘委員お願いします。

○亘委員

申請番号2番の渡人〇〇氏と受人〇〇氏は従兄妹関係で、受人〇〇氏は親の代から渡人〇〇氏の親の代の畑をずっと耕作しています。町内で1町ぐらい知名町にも5反ぐらいの自作地があり、ハーベスターのオペレーターもされていて問題ないと思います。

○野村会長

申請番号3番。榮委員お願いします。

○榮委員

申請番号3番は渡人〇〇氏と受人〇〇氏は夫婦で、受人〇〇氏の方が自分のためにもう少し畑が欲しいということです。夫婦で一緒にバレイショを作っております。名義が変わっただけですので、何も問題ないと思います。

○野村会長

申請番号4番。東委員お願いします。

○東委員

申請番号4番の渡人〇〇氏と受人〇〇氏の取引ですけれども、数年前に売買の方が進んでいまして、受人〇〇氏は何年もこの畑を使用していて、畑も綺麗に使っており何も問題ないと思います。

○野村会長

申請番号5番。榮委員お願いします。

○榮委員

申請番号5番の売買契約は終了しており、何も問題ないと思います。

○野村会長

申請番号6番。山田(隆)委員お願いします。

○山田(隆)委員

申請番号6番の畑は面積が3,667㎡ですが、実際2段に分かれていて耕作面積はもう少し小さくなるかと思われます。金額の設定はそれを踏まえて妥当な金額だと思います。

○野村会長

申請番号8番。大江委員お願いします。

○大江委員

申請番号8番の受人〇〇氏は渡人〇〇氏の甥っ子で兼業農家ですけれども農業の方にも力を入れていてサトウキビを作ったりもしています。別に問題はないと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

申請番号 9 番。東委員お願いします。

○東委員

申請番号 9 番の畑ですが、渡人〇〇氏の畑の隣に受人〇〇氏の畑があり、一緒に耕作出来たら効率がいいということで話が出ました。売買の方もきちんと進んでいますので問題ないと思います。

○野村会長

申請番号 10 番。榮委員お願いします。

○榮委員

受人〇〇氏はフルーツトマトなどいろいろ野菜を作って玉城のコンテナで販売をしております。父親から娘への畑の貸借ですので、問題ないと思います。

○野村会長

説明は買う人、譲り受ける人が自分の所有している畑をちゃんと耕作しているか、新しく借りる人は、例えば I ターンとかでも畑をできる状態であるのかという事を判断しなければならないので、その説明をこれからもお願いします。

以上ですが、なにか質問ありませんか。

(なしの声)

ないようなので、申請番号 1 番から一緒に採決します。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案の第 31 号、農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条 3 項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで、説明をお願いします。

○三島主査

令和 7 年 12 月 31 日開始の契約について、内城字集積が 28 件。更新等が 17 件。新規が 7 件。合計 52 件です。

新規契約のみ説明します。

申請番号 30 番、手々知名中城〇〇。畑。365 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 1,796 m²。

手々知名字の〇〇氏から手々知名字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和 7 年 12 月 31 日から令和 10 年 12 月 30 日までの 3 年間です。

申請番号 31 番、畦布上屋武川〇〇。畑。1,684 m²。兵庫県西宮市在住の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和 7 年 12 月 31 日から令和 11 年 12 月 30 日までの 4 年間です。

申請番号 32 番、瀬名池下〇〇。畑。2,677 m²。他 5 筆。合計 6 筆で 11,802 m²。瀬名字の〇〇氏から知名町上城字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和 7 年 12 月 31 日から令和 17 年 12 月 30 日までの 10 年間です。

申請番号 39 番、皆川神窪〇〇。畑。2,554 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 4,220 m²。皆川字の〇〇氏から皆川字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和 7 年 12 月 31 日から令和

13年12月30日までの6年間です。

申請番号 43 番，喜美留坊や田〇〇。畑。2,776 m²。他1筆。合計2筆で4,335 m²。大阪府堺市在住の〇〇氏から畦布字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和7年12月31日から令和13年12月30日までの6年間です。

申請番号 44 番，喜美留池の当〇〇。畑。2,551 m²。大阪府堺市在住の〇〇氏から喜美留字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和7年12月31日から令和13年12月30日までの6年間です。

申請番号 52 番，瀬名赤八〇〇。畑。2,568 m²。他2筆。合計3筆で6,688 m²。瀬名字の〇〇氏から知名町下城字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和7年12月31日から令和12年12月30日までの5年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○野村会長

それでは申請番号30番，早川委員申し上げます。

○早川委員

申請番号30番は，渡人〇〇氏と受人〇〇氏は親戚で，受人〇〇氏は認定農業者でがんばっています。

○野村会長

次，申請番号31番，三島委員申し上げます。

○三島委員

申請番号31番は，渡人〇〇氏と受人〇〇氏とで他に5筆ほど昨年の12月から契約があります。今回のこの1筆だけ前の耕作者がサトウキビを作っていて収穫まで1年延長した為，今回の契約になりました。

○野村会長

次，申請番号32番，平委員申し上げます。

○平委員

申請番号32番は，渡人〇〇氏は高齢の為，受人〇〇氏が借りたいと話をされていて，高齢の方の家に契約しに行くのに以前借りていた方の御家族の方と一緒に訪問して話をしてもらい契約しました。高齢の方に契約説明する場合は必ずもう1人知り合いを連れて行って話をしてもらおうようにしています。

○野村会長

次，申請番号39番，皆吉委員申し上げます。

○皆吉委員

申請番号39番は，渡人〇〇氏が高齢の為，耕作をやめるという事で，受人〇〇氏は以前農業委員もしていた方で，バレイショを10町程作っています。後継者もおり問題ないと思います。

○野村会長

次，申請番号43番，44番，大里委員申し上げます。

○大里委員

申請番号 43 番と 44 番は、一緒に説明したいと思います。渡人〇〇氏から申請番号 44 番の受人〇〇氏に 2 筆とも一緒に借りてもらえないかという話をしたところ、申請番号 43 番の畑は勾配がきつく、バレイショやゆりを植えるのは少し困難ということで、申請番号 44 番の畑だけ借りたいということで契約となりました。申請番号 43 番の畑は、たまたま受人〇〇氏が一緒に畑を見に行くことができ、草畑がないので借りたいということで契約となりました。

○野村会長

次、申請番号 52 番、平委員お願いします。

○平委員

申請番号 52 番は、渡人〇〇氏と受人〇〇氏と一緒に事務局に直接契約したいと話があり、契約になりました。受人〇〇氏は大々的に農業されている方で息子の経営になるまでは自分が経営していきたいということでした。

○野村会長

以上ですけど、何か質問がありますか。

(なしの声)

なければ、すべて一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

議案の第 32 号の農地中間管理事業の特例売買事業に係る農用地利用集積促進計画(案)について。農用地利用集積促進計画(案)について次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○三島主査

申請番号 1 番、公社から売渡。大城前田〇〇。畑。1,250 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 2,384 m²。鹿児島県地域振興公社から大城字の〇〇氏への売渡。売買価格が〇〇円。

申請番号 2 番、公社が買入。出花池当〇〇。畑。1,695 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 3,787 m²。岡山県倉敷市在住の〇〇氏から鹿児島県地域振興公社の買入。売買価格が〇〇円。以上です。

○野村会長

これは流れを示しているだけなので、これで終わります。

次にいきます。議案の第 33 号農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○三島主査

32 ページをご覧ください。売りたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、内城川根〇〇。畑。1,122 m²。申し出者が、内城字の〇〇氏、希望価格が相場です。

整理番号 2 番、国頭東川〇〇。畑。1,280 m²。申し出者が、国頭字の〇〇氏、希望価

格が相場です。12月末にAtoAの解約有。

整理番号3番，喜美留上原〇〇。畑。5,469 m²。申し出者が，神奈川県横浜市の〇〇氏。希望価格が相場です。

続いて，36 ページ。買いたいのあっせん申し出です。

整理番号1番，玉城花トリ〇〇。畑。3,019 m²。他1筆。合計2筆で6,354 m²。申し出者が玉城字の〇〇氏。希望価格は～〇〇円です。公社売買希望。

整理番号2番，国頭安座〇〇。畑。1,118 m²。申し出者が国頭字の〇〇氏。希望価格が相場です。

整理番号3番，国頭大久保〇〇。畑。1,548 m²。申し出者が国頭字の〇〇氏。希望価格が〇〇円から〇〇円です。

続いて，40 ページ。借りたいのあっせん申し出です。

整理番号1番，土地の所在が国頭。10a から 50a。申し出者が，国頭字の〇〇氏，希望価格が相場です。以上です。

○野村会長

それでは売りのあっせん整理番号1番。あっせん委員は内城と瀬名で，あっせん価格の相場はいくらですか。村山委員お願いします。

○村山委員

近くの畑が以前，2反当たり〇〇円と他も〇〇円まではいかないだろうと話があったので，価格は〇〇円まででお願いします。畑は使い勝手が悪いということで借りている人から返されまして，上からの水の流れが強くて側溝が溢れたりして出入口のところがよく流されたり崩れたりするのでなかなか借り手もつかない状態でした。以上です。

○野村会長

整理番号1番のあっせん価格は〇〇円まで。あっせん委員は村山委員と平委員でお願いします。

次，整理番号2番。あっせん委員は国頭の3名で，相場はいくらですか。今井委員お願いします。

○今井委員

整理番号2番は地図をみて頂いたらわかるのですが，形がとても悪く，畑かんもありませんので，〇〇円～〇〇円でお願いしたいです。

○野村会長

整理番号2番のあっせん価格は〇〇円～〇〇円。あっせん委員は今井委員と東委員と新里委員の3名でお願いします。

次，整理番号3番。あっせん委員は喜美留と手々知名で，相場はいくらですか。大里委員お願いします。

○大里委員

整理番号3番は相談に応じて，〇〇円～〇〇円でお願いします。

○野村会長

整理番号3番のあっせん価格は〇〇円～〇〇円。あっせん委員を大里委員，早川委員でお願いします。

次，買いのあっせん整理番号1番。あっせん委員は玉城と大城。あっせん価格は〇〇円までとのことですが，どうですか榮委員お願いします。

○榮委員

整理番号1番の所有者は島外で子供達も畑に全く関与しないということで〇〇円だと買うかどうかわからないので、相談に応じて話し合いでいいでしょうか。

○先田局長

公社での売買希望ということでしたが、その場合は相場の±20%の制限があり、極端に低いと受けることが出来ないということです。農業委員のあっせんでは3条売買申請でもいいかと思います。

○野村会長

価格次第では公社売買が使えないということですね。

○先田局長

あっせん価格は決めないといけないので、〇〇円から〇〇円でいいですか。あっせん価格があって、間に入って話をする中で価格が変わってもいいと思います。

○三島主査

今回、公社売買希望されていますので、10aあたりの単価を出して計算を行います。あっせん価格をある程度決めて頂いて、その中で調整をして固まった金額で公社へ事前審査を出していきます。周りの畑の相場と大幅にかけ離れた価格になってしまうと、事前審査で止まってしまう可能性があるため、そこだけ気を付けながら進めれば公社売買でもいけるのではないかと思います。

○野村会長

榮委員、あっせん価格は〇〇円から〇〇円ということで決めましょう。

○榮委員

はい。それをお願いします。

○野村会長

整理番号1番は〇〇円～〇〇円。あっせん委員を榮委員と山田(兼)委員でお願いします。

次、整理番号2番、3番。国頭の3名で、あっせん価格は今井委員をお願いします。

○今井委員

整理番号2番と3番は相場的にどちらも〇〇円から〇〇円をお願いしたいです。

○野村会長

整理番号2番と3番のあっせん価格は〇〇円から〇〇円。あっせん委員は今井委員と東委員と新里委員の3名でお願いします。

次、借りのあっせん。あっせん委員は国頭の3名。あっせん価格は〇〇円から〇〇円として畑が決まった時に相談するというでいいですか。

(異議なしの声)

それでは借りのあっせん委員は今井委員と東委員と新里委員の3名でお願いします。あっせん価格は〇〇円から〇〇円。以上です。

次は報告で合意解約報告と相続の報告ですので、後で目を通してください。

これで議案を終わりますが何かありましたらお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これで終わります。次回は11月21日、9時から行います。議案の締め切りが11月12日、現地確認が14日。発送が18日となります。以上です。

令和7年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .